史跡備後国府跡保存活用計画

【概要版】

表紙挿図：備後国府の想像図（画：早川和子）

1　計画策定の沿革・目的

府中市の名称は、奈良・平安時代にこの地に備後国府が置かれたことに由来しており、備後国府跡は、本市のルーツ、原点ともいえる重要な遺跡である。

備後国府については、10 世紀に成立した『倭名類聚抄』に、「国府在葦田郡」と記載がある古代の葦田郡に属することに加え，古代末の成立とされる総社（小野神社）が存在すること，「府中」という地名が現在まで残ることなどから、府中市街地に所在していたと推定され、1980 年代以降、範囲確認や開発事業対応による発掘調査を実施されてきた。

その結果、市街地北部の広谷町から出口町にかけての東西約３㎞、南北約１㎞の範囲内に、奈良・平安時代の遺跡が分布することが判明した。とりわけ元町を中心とする約１㎞四方の範囲には、大型建物群の跡が確認され、備後国内で突出した質と量の国産施釉陶器や初期貿易陶磁器が出土したツジ地区、石積基壇や中島を持つ苑池遺構などが確認された金龍寺東地区が位置する。また、ツジ地区と金龍寺東地区の間や近隣においては、砂山地区（推定国庁域）、ドウジョウ地区、大マエ地区、ホリノ河内地区、伝吉田寺地区（寺院跡）など国府・国司に関わる遺構や遺物が集中的に出土しており、ツジ地区と金龍寺東地区と合わせ、この一帯が備後国府中心部であったと考えられる。

このように、備後国府が府中市街地に所在していたことが確実であると判断でき、古代国家の地方支配の実態を知る上で極めて重要な知見が得られたことから、平成 28 年(2016)10 月３日、ツジ地区と金龍寺東地区の２地区が史跡に指定された。

さらに新たな状況として，備後国府中心部の南側の鳥居地区では、古代山陽道の北側の側溝や国府の中心に向かう道の分岐点が確認されるなど、古代山陽道と国府の関係が解明されつつある。

本計画の目的は、史跡備後国府跡を将来にわたって確実に保存し、史跡周辺の関連区域を加味しながら有効かつ適切に活用していくことにあり、そのための最も基本となる計画である。

府中市街地と備後国府推定エリア（南から）

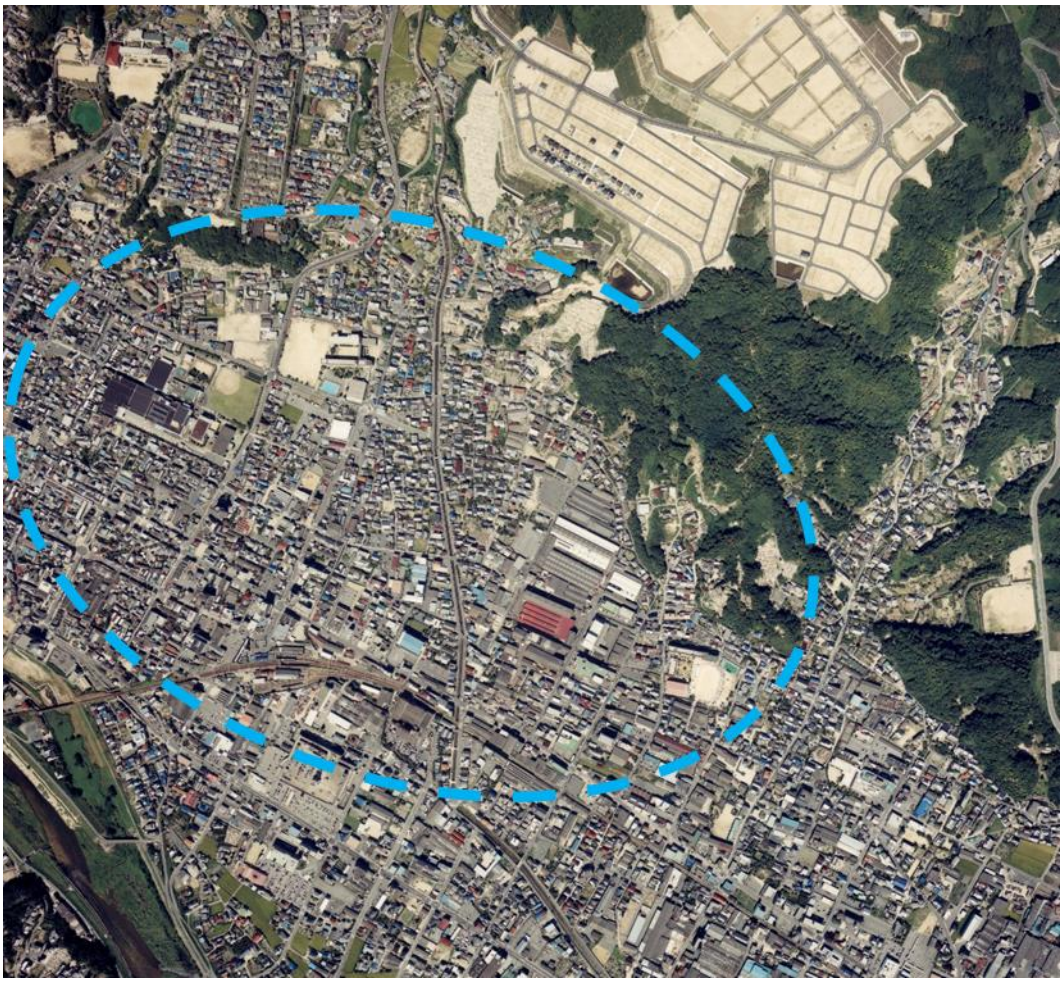

備後国府推定エリア（元町付近）平成 13 年（2001）空撮

国府関連用語解説

●国府（こくふ）

約 1300 年前、全国を統治するために国（今でいう県）ごとに置かれた役所、及び国の政治的な中心があった場所。都から派遣された国司が政治を行い、奈良時代から平安時代の約 500 年の間、地域の政治・経済・文化の中心地となっていた。

国府の中には、国庁（下記を参照）があり、それ以外にも税の徴収、戸籍の管理、都に送る貢物の収納(倉)のためのもの、国司にあてがわれた官舎である館（たち）（下記を参照）、その他国府の役所施設である曹司（ぞうし）、工房、厨房など様々な部署が存在していた。このように国庁やその周辺に形成された中核部分（多くの政務を司っていた機関のあった区域）を、本計画では国府中心部という。

※国衙（こくが）：政務を司っていた機関の総称を国衙というが、国衙の中に館を含めるのかどうかなど、定義が定まっていないことから、本計画では前記のように「国府中心部」を使用する。

●国庁（こくちょう）

国府の中の中心的な役所、今でいう県庁のようなもの。国庁（政庁）は、政務全般を統括し、中庭で儀式を行っていた。区画された敷地を指すときは「国庁院」ともいう。

●館（たち）

都から派遣されてくる国司にはそれぞれ位と役割があって、上から長官である「守（かみ）」、長官を補佐する「介（すけ）」、記録や文書の審査・作成を行う「掾（じょう）」・「目（さかん）」などがある。国庁周辺には、「守館（かみのたち）」や「介館（すけのたち）」のように、それぞれに官舎があてがわれていた。

●備後国府と国庁の存在していた場所

これまでの発掘調査から、元町を中心とした府中市街地北半に所在したと考えられ、「備後国府跡」として国の史跡に指定されている。

備後国府の中心建物である国庁はまだ見つかっていないが、元町周辺にあったと推測されている。

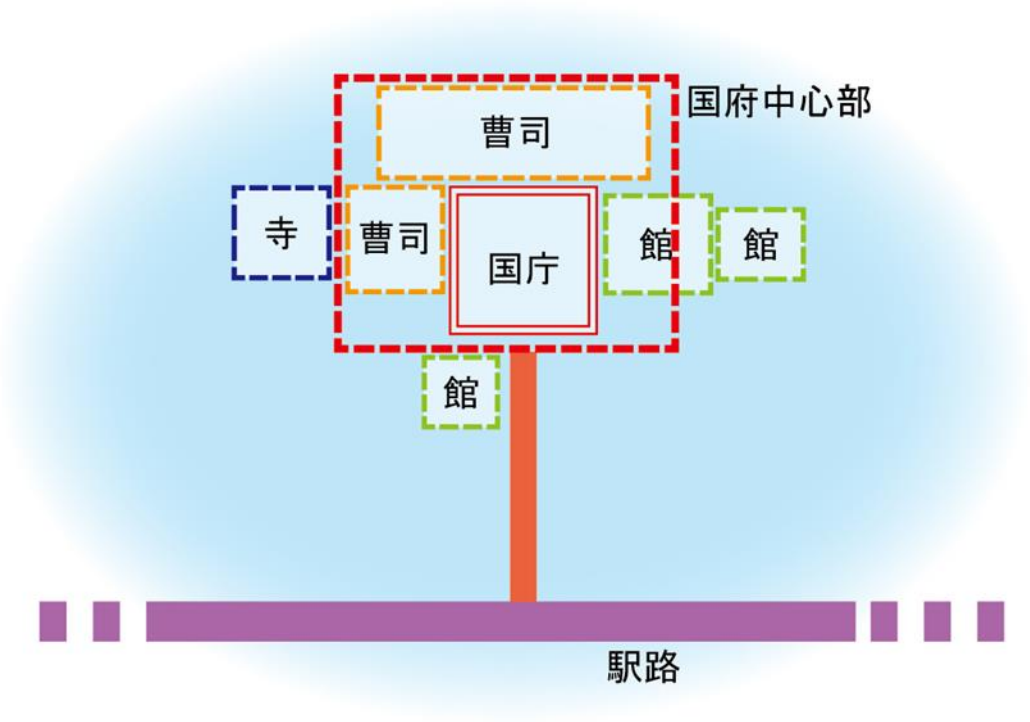

図１　国府の構成模式図

２　史跡の概要

備後国府跡は、広島県南東部を流れ瀬戸内海にそそぐ芦田川が形成した沖積平野に位置する古代備後国の国府跡であり、現在、府中市の市街地となっている。

府中市市街地の広い範囲において古代の遺構が継続的な発掘調査によって確認されている。８世紀から 12 世紀に及ぶ遺構変遷が明らかになった金龍寺東地区とツジ地区を筆頭に、備後南部最古段階の創建である伝吉田寺跡、土塁を伴う区画溝から「所」「京」といった墨書土器が出土したドウジョウ地区、倉庫とみられる総柱掘立柱建物２棟が確認された砂山地区、区画溝から 10 世紀後半の近江産緑釉陶器が多量に出土した大マヘ地区、古代山陽道推定地に近接して長さ 60 センチメートルを超える人形や国司に関わる「権介」の墨書土器が出土した鳥居地区等、地方政治の拠点が存在したことを色濃く示す遺構・遺物が集中することが判明している。

史跡備後国府跡：金龍寺東地区 9302T

史跡備後国府跡：ツジ地区 0903T

金龍寺東地区では、８世紀頃から数棟の掘立柱建物群が建てられ始め、その後 10 世紀前半までに庭園の池跡、石積基壇をもつ瓦葺礎石建物などが築造されたのち、11 世紀以降に廃絶する。礎石建物は四面に軒の深い廂を持つ格式の高い建物であったと考えられており、国府の重要施設の一つとしてツジ地区と同時期に機能している。出土遺物には、西側に隣接する伝吉田寺跡や備後国府の主要施設に葺かれた平城宮式軒瓦（いわゆる国府系瓦）を中心とした大量の瓦のほか、墨書土器や唐三彩などが含まれる。

ツジ地区は、市街地全体に残る条里型地割とは異なる正方位地割が存在することから、備後国府政庁域の存在が指摘されたこともある地区である。まず、７世紀末頃にほぼ方一町に巡る区画溝に囲まれた正方位の掘立柱建物が出現する。溝で囲まれた区画中央部では、地鎮遺物と考えられるガラス小玉 54 個を納めた奈良三彩蓋付小壺が出土した。８世紀中頃になると、区画内の建物は再構成され、区画の中心付近を通る南北軸線上に、廂付を含む東西棟掘立柱建物群が南北に建ち並んで区画の中心施設を構成するとともに、区画北東部や南東部にも掘立柱建物群が設置される。瓦の出土量からみて瓦葺建物も存在したと考えられ、平城宮式軒瓦のうち最初期のものが本地区と砂山地区で使用されている。８世紀末頃には区画溝が失われるが、掘立柱から礎石建ちに造りかえられた二面廂付東西棟建物と、小規模な掘立柱建物群から成る施設が、８世紀から引き続いて正方位指向を持って営まれた。11 世紀以降には大型の建物群は認められなくなり、小規模な掘立柱建物が建てられる。ツジ地区の出土遺物には国府系瓦、腰帯具、陶硯、銅印や、須恵器・

平城宮式軒瓦（国府系瓦）

奈良三彩蓋付小壺とガラス小玉

銅印「賀友私印」

土師器の供膳具ばかりでなく、備後国内ではほかに例を見ない量の国産施釉陶器や貿易陶磁器が出土しており、量ばかりでなく器種・産地・時期のいずれにおいても品種に富んでいる。7 世紀末頃から 12 世紀後半まで通じて出土する遺物の傾向から、ツジ地区では建物配置等に変化しながらも、格式の高い国府施設として、同様の機能を有していた可能性が考えられる。

備後国府跡は、国庁こそ未確認ながら、市街地に展開している遺構群は、備後国府の多様な構成要素として理解することが適当と考えられる。8 世紀から 12 世紀にかけて、国府の成立から衰退までの変遷を知ることができ、古代の地方支配の実態を知る上で極めて重要な遺跡といえる。

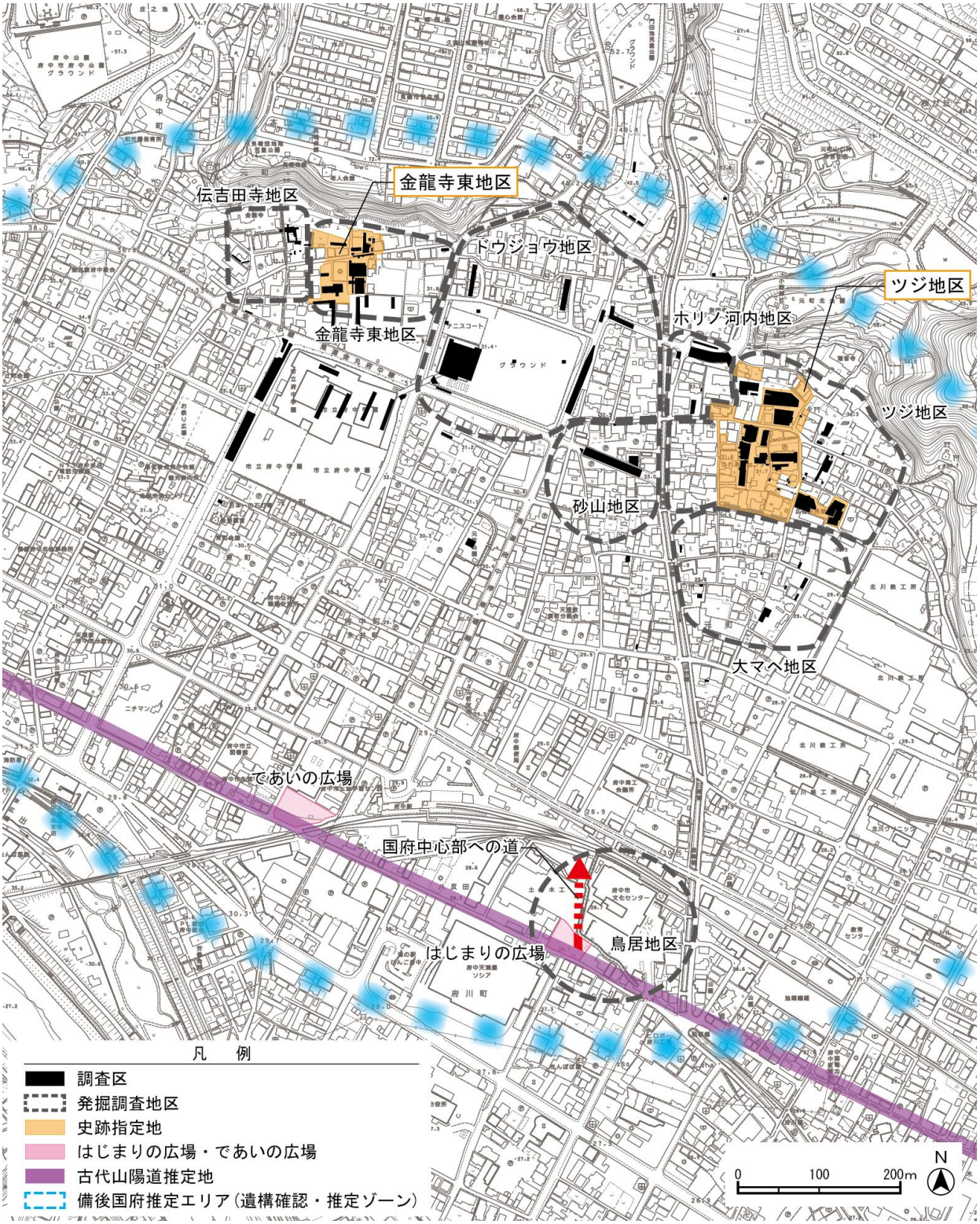

図 2　史跡備後国府跡の位置と関連地区

３　計画の対象範囲

本計画の中心的な対象は史跡指定地（指定面積 19,488.36 ㎡、うちツジ地区 14,128.40 ㎡、金龍寺東地区 5,359.96 ㎡）である。

また、次の区域も本計画の対象となる主たる範囲とする。

ア　史跡との一体的に保存・活用、追加指定を目指す区域：史跡指定地の隣接地の一部で、史跡指定を目指した区域

イ　追加指定を検討する区域：史跡指定地周辺の市街地の一部（上記の隣接地の一部を除く）で、備後国府に関わる遺構等が確認された区域

ウ　史跡との景観的な調和や関連づけた歴史的資源の保存・活用などが望まれる区域：国府の中心部があったと推定される区域（備後国府中心部）及びその周辺。ただし、明確な範囲は設けないこととし、今後、具体的な取組（景観形成、周遊コースづくりなど）を展開する中で柔軟に範囲が検討できるようにしておく。

さらに、計画の策定においては、エとして範囲以外（その他の区域→上記の区域と合わせて市域全体）における関連する文化財、文化施設なども考慮する（調査・検討の対象）。

つまり、本計画は史跡指定地の保存・活用はもとより、国府の中心部があったと推定される区域及びその周辺における文化財や歴史的資源の保存、景観的な調和、並びに市域レベルを含めて当該史跡との一体的またはネットワーク的な地域資源の活用を目指すものである。

平成 28 年(2016)12 月 8 日付の官報において、文化庁告示第 64 号により、史跡（備後国府跡）を管理すべき地方公共団体として府中市が指定されている。

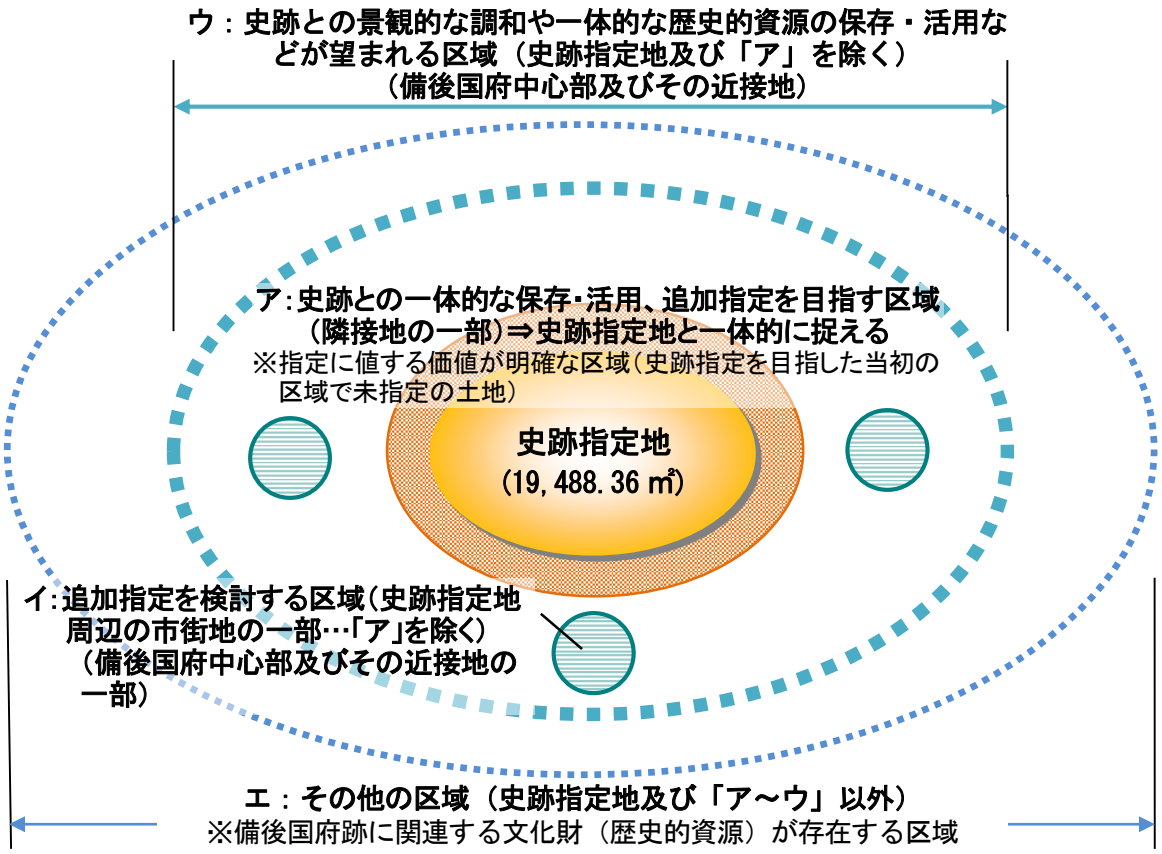

図３　範囲に関わる考え方

４　史跡の価値

①備後国府跡の価値（本質的価値）

史跡の本質的価値とは、「史跡の指定に値する枢要の価値」であり、史跡の保存・活用の原点となるものである。その全容は指定説明文において明示されている。

したがって、指定説明文に立脚するとともに、後述の「全体的な価値」との関係を考慮しながら、備後国府跡の価値（本質的価値）を総括的に再整理・再確認し，次のように明示する。

●８世紀から 12 世紀にかけて、国府の成立から衰退までの変遷を知ることができ、古代の地方支配の実態を知る上で極めて重要である。

●当該史跡及び遺構群は史跡指定地外（隣接、近接地）を含め、政治あるいは宗教施設等が広域で整備され、これらの施設が相互に関連して一体的に機能しており、備後国府の多様な要素を構成している。

②備後国府跡の全体的な価値

史跡備後国府跡は、古代備後国の国府の中心部を構成する重要施設が存在したことが明確になった場所が史跡に指定されたものであり、史跡指定地周辺においても、国庁を含む重要施設が広がっているとともに、より広範囲の地域においても、備後国府に関わる遺跡、寺社、文化財、地理・地形等から知ることができる価値が内包されている。そこで、史跡備後国府跡の指定地における価値に加え、備後国府跡の全体的な価値を別に明記して整理する。

■国府の構造や地方支配の実態を知ることができる

a　国庁の場所は未確定ながら、国府の中心部の一端が明らかになっている。

b　８世紀から 12 世紀に及ぶ国府の成立から衰退までの変遷を知ることができる。

■国府を取り巻く景観を復元することができる

c　主要官道（古代山陽道）と国府中心部の位置関係が明らかになっている。

d　伝吉田寺跡や総社など、国府を取り巻く宗教施設の存在が明らかになっている。

e　総社山や国府中心部北方面の山々から国府中心部などを俯瞰する視点場が存在する。

■古代以降、現代まで継承された多様な文化財がある

f　終末期古墳や古代山城など国府の成立に関わるような遺跡が所在する。

g　国府が府中という市名に受け継がれているとともに、関連文化財が点在している。

③新たな価値評価の視点

史跡指定は平成 28 年（2016）10 月であるが、史跡指定後、史跡の南側に位置する鳥居地区において、国府に関連する次の遺構が確認されている。広場整備の内容を変更し、調査成果を踏まえ、遺構の表示や遺跡の説明看板設置等を行なって「はじまりの広場」として整備している。

●古代山陽道と国府中心部に向かう道（進入路）の分岐点を発見

●国府への進入路は、国府中心部で確認された区画（正方位）を意識した方向であり、古代山陽道を基準とする周辺に残る条里制とは異なる。

●古代山陽道の側溝を確認し、国府に面した古代の道路幅員約 10mを持って約 400mにわたって直線的に延びていた。

はじまりの広場（手前は日吉神社府川石鳥居：市指定）

④構成要素について

構成要素の特定においては、備後国府跡の価値（本質的価値）を構成する要素とそれ以外の要素という価値に関わる区分が求められる。

また、本計画では追加指定や関連する文化財を含めた活用など、史跡指定地だけでなく、それ以外についても、文化財の保存・活用を検討する。

したがって、次に示すように、価値と範囲の２つの軸によって構成要素を特定することとする。

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">価値に関わる区分</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>備後国府跡の価値（本質的価値）を構成する要素</td><td>左記以外の諸要素</td></tr>
<tr><td rowspan="2">範囲に関わる区分</td><td>史跡指定地</td><td>国府に関する地下遺構や出土遺物</td><td>国府に関するもの以外の地下遺構や出土遺物
および
その他の要素</td></tr>
<tr><td>史跡指定地外</td><td>国府に関する地下遺構や出土遺物</td><td>国府に関するもの以外の地下遺構や出土遺物
および
その他の要素</td></tr>
</table>

図４　構成要素の特定の考え方（２つの軸）

●価値に関わる区分

備後国府跡を構成する要素は、大きく備後国府跡の価値（本質的価値）を構成する要素（それに準じる要素）とそれ以外の諸要素に大別する。

●範囲に関わる区分

史跡指定地以外については、史跡指定地の可能性や本質的価値との関係などを踏まえるとともに、関連する文化財の保存・活用などを考慮し、図３（６頁掲載）のようなア～エの区域を設定する。

５　史跡の保存と活用の理念

備後国府跡は、「府中」というまちのルーツあるいは原点ともいえる遺跡であり、また市域を越えて広く備後圏域（広島県東部全体）の歴史に大きな影響を与えた遺跡である。史跡の価値を確実に保存して未来に継承し、現状と課題を踏まえながら、計画的かつ実効性のある取組や史跡の価値や魅力をさらに高め伝えるための活用や整備を進めていく必要がある。特に、備後国府跡が市街地に立地していることから、住民生活や経済活動との調和・共存が重要となる。

また、具体的な取組を展開するためには、史跡の管理団体である府中市が、土地所有者や地域住民、地域活動団体等と連携し、史跡の保存・活用・整備を支える仕組みが求められる。

その上で、地域住民をはじめとする市民、地域活動団体等の参加・連携、そして協働のもとに、日常的・定期的な維持管理を進めるとともに、史跡の調査や整備、及び教育文化、観光、まちづくり、地域活性化などの観点から、史跡を活かす取組も重要になる。

このため、備後国府跡に関わる様々な主体・市民等が共有する、史跡の保存・活用の理念（目標）を史跡の本質的価値を踏まえながら、次のように設定する。

なお、「史跡の保存・活用の理念（目標）」における「保存・活用」には、整備や運営・体制、及び調査・研究を含む。

【史跡の保存・活用の理念（目標）】

大切な「歴史遺産」、「まちの記憶」、「府中」の原点として、
備後国府跡の保存と活用を
行政・市民・企業・地域の協働で支えあい、
府中の未来につなげる
～支えあい　みんなで創る　府中愛～

○史跡備後国府跡の確実な保存と継承のため、計画的な公有地化を図り、活用や整備を推進する。
○史跡備後国府跡の存在意義と価値について多様な方法で情報発信を行って、活用や整備を推進する。
○府中市域や備後地域、ひいては我が国を知ることで、地域の成立や魅力あるいは自らの立ち位置を認識しながら、学び、交わり、憩える場となるような活用や整備を推進する。

６　史跡の保存

①史跡指定地におけるゾーン設定

備後国府跡の確実な保存を図るため、活用・整備との関係を考慮しながら、次の点を踏まえて史跡指定地を「公有地ゾーン」・「民有地オープンスペースゾーン」・「民有地建物・施設ゾーン」といった３つのゾーン（土地の基礎的な性格づけと大まかな区域設定）に区分し、それぞれのゾーンに応じた保存の方向性を示す。

○国府跡の遺構が地下遺構であること
○住宅等の建物が立っている区域、建ち並んでいる区域があること
○畑、駐車場等のある程度まとまったオープンスペースがあること
○民有地が約７割あること（土地の公有化の検討）
○公共施設及び公有地（市有地があること）

■公有地ゾーン

史跡指定地において、すでに市有地となっている土地（道路等を除く）であり、史跡指定地の北側と南東側の２か所にある。

このうち南東側は広谷公民館の敷地である。北側はまとまりを有する未利用の土地であり、遺構の保護・整備等の基礎的な条件が確保されている区域である。

■民有地オープンスペースゾーン

史跡指定地における民有地のうち、道路に面した屋外の畑や駐車場など、ある程度まとまったオープンスペースとなっている区域である。

なお、建物に付随する駐車場、敷地（建物が建っている土地、庭などを含む）、街区内の道路に面していない農地等は含まない。⇒「民有地建物・施設ゾーン」とする。

住宅等の建物が存在している土地と比べ、一般的には発掘調査や土地の公有化の可能性が高いと考えられる。

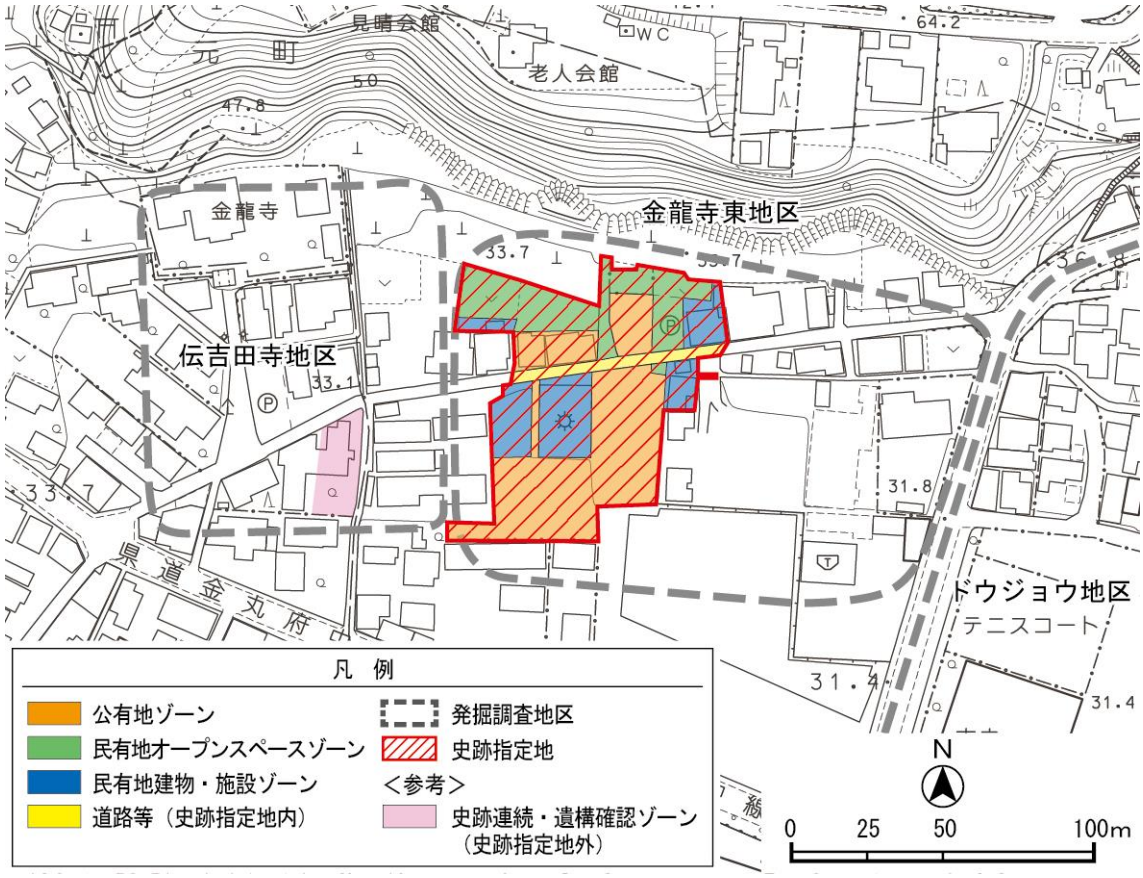

図 5 史跡指定地（金龍寺東地区）におけるゾーン設定

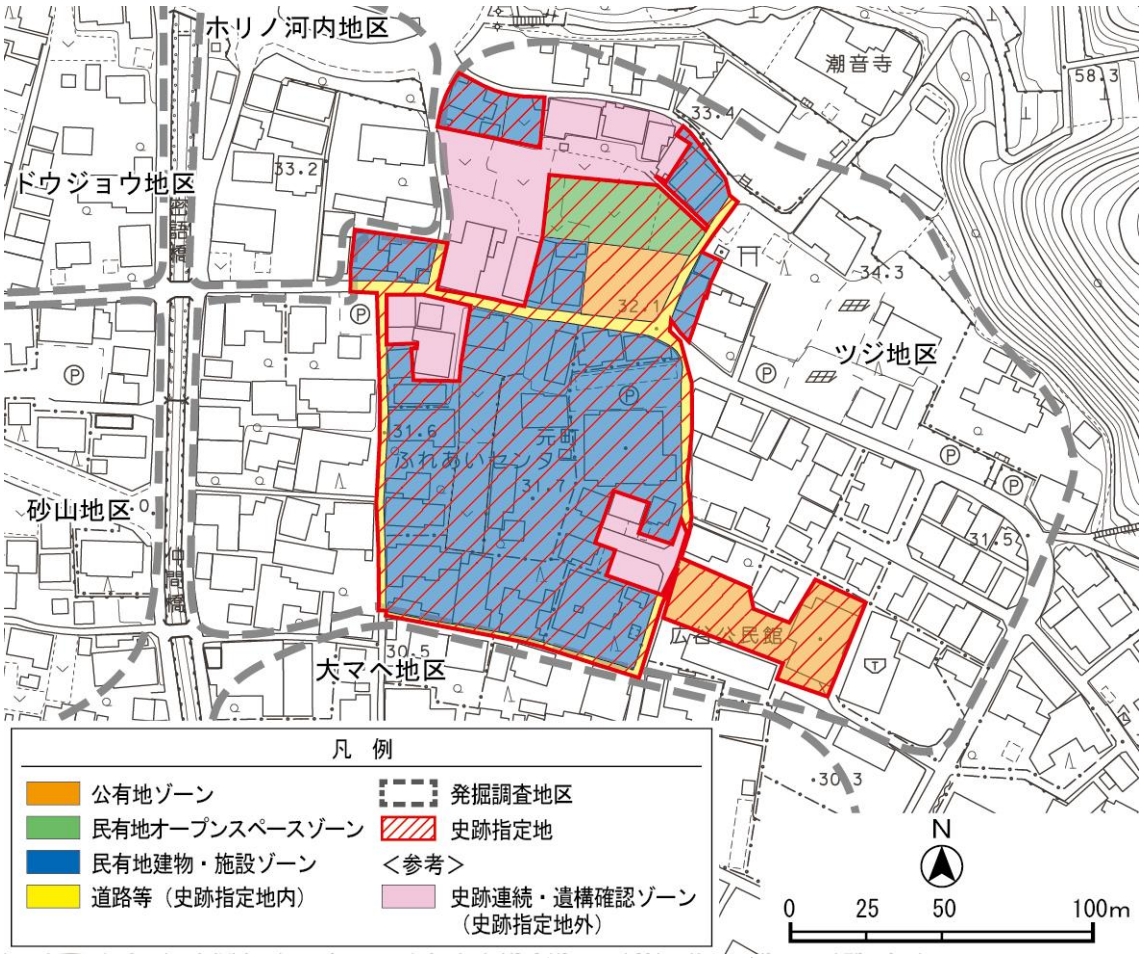

図 6 史跡指定地（ツジ地区）におけるゾーン設定

■民有地建物・施設ゾーン

史跡指定地における民有地のうち、建物やその敷地を中心とした区域であり、ゾーン設定上は民有地に隣接する道路等の市有地を一部含む。

②史跡指定地周辺におけるゾーン設定

史跡指定地周辺については、次の点を踏まえて「史跡連続・遺構確認ゾーン」・「遺構確認・推定ゾーン」・「備後国府関連歴史遺産ゾーン」・「歴史を活かした景観・まちづくり検討ゾーン」といった４つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに応じた保存の方向性を示す。

○史跡指定地と一体的な形で遺構が確認された場所がある

○発掘調査等に国府跡などの遺構が確認された場所・区域があること

○防災上、景観上、史跡と密接に関わる自然環境（地形，緑地）があること

○備後国府跡やその他歴史的・文化的資源と調和する景観形成やそれらを活かしたまちづくりが期待される市街地が広がっていること

■史跡連続・遺構確認ゾーン

ツジ地区（史跡指定地）の隣接地において、史跡指定地に囲まれた区域、または追加指定することで史跡指定地の一体性が確保（飛び地の解消）できる区域である。

■遺構確認・推定ゾーン

備後国府中心部と推定される範囲及びその近接地のうち、史跡指定地及び前記の「史跡連続・遺構確認ゾーン」を除く区域である。

発掘調査によって備後国府跡などの遺構が確認できている箇所（伝吉田寺地区、砂山地区、ドウジョウ地区、大マエ地区、ホリノ河内地区など）を含む区域であるが、発掘調査を行っているのは、この区域の一部である。

■備後国府関連歴史遺産ゾーン

備後国府に関連する北側の青目寺や常城、南側の南宮神社、西側の前原遺跡などを含む区域である。

史跡指定地や前記のゾーンを包含する形で設定し、それらと周辺の歴史遺産を関連づけた保存・活用及び整備を検討する。

■歴史を活かした景観・まちづくり検討ゾーン

史跡指定地を含め、備後国府跡の位置する市街地やその周辺などにおいて、備後国府跡やその他歴史的・文化的資源と調和する景観形成やそれらを活かしたまちづくりを検討することが期待される区域である。つまり、前記の史跡指定地内外のゾーンと重複する。

なお、明確な区域設定は設けず、今後の取組の中で必要に応じて区域の設定を検討する。

③史跡の保存（保存管理）の方向性

史跡指定地及びその周辺における文化財の保存などに関する方向性を、ゾーンごとに設定する。

なお、備後国府跡は市街地に立地することから、次に示す基本的な考え方を踏まえ、史跡の保存・活用に取り組む。

○建築物などが立地している敷地については、その土地利用の継承を基本とする（史跡指定地全体を史跡公園化する訳ではない。）ただし、史跡指定地における空き家等については、関係法令（空家等対策の推進に関する特別措置法、住宅宿泊事業法）を踏まえ、その扱いについて検討する。

○史跡指定地内（追加指定予定地を含む）の民有地のオープンスペース（道路に面した空き地、農地、駐車場など：建物（敷地）と一体的な土地は、上記で対応）については、関係権利者

等の意向や史跡の保存・活用・整備を勘案しながら、公有地化に努める。

○公有化した区域においては、備後国府跡の存在をうかがい知ることのできる整備を検討し、具体化した場合はその適正な保存管理を図る。

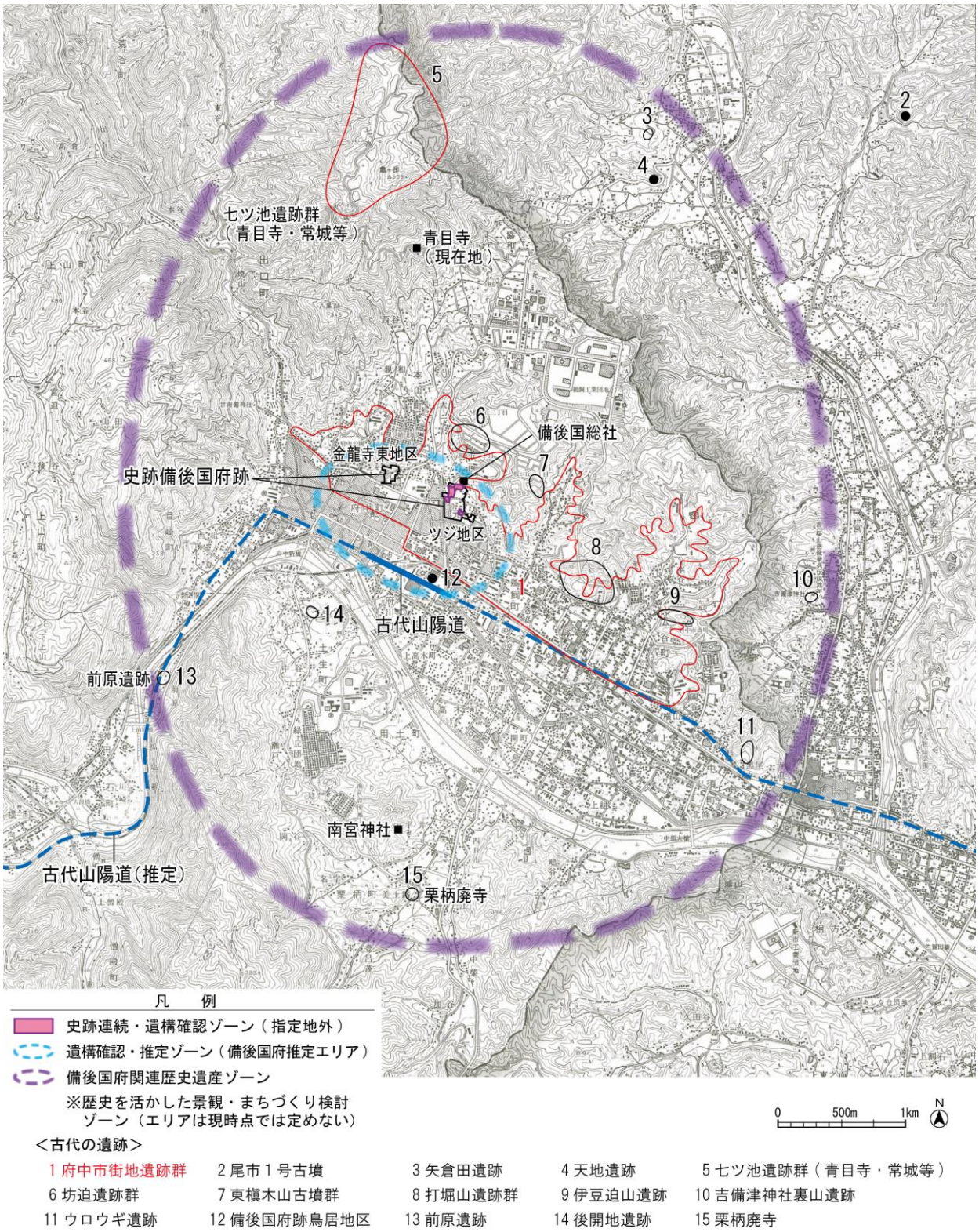

図７　史跡指定地周辺におけるゾーン設定

表１　文化財の保存（保存管理）の方向性　　1/2

区分	ゾーン	保存（保存管理）の方向性
史跡指定地	公有地ゾーン	○広谷公民館の敷地においては、原則として、現状を維持する。敷地内において遺構の表現などを行った場合は、その保存管理を行う。 ○ツジ地区の中央部やや北側（広谷公民館跡地）、及び金龍寺東地区の市有地においては、当面は現状での保存管理（維持管理）を行うとともに、遺構の表現などを行った場合は、その保存管理を行う。 ○保存施設（史跡標柱、説明板、境界標など）の必要か所、設置の方法、表示内容などを検討し、段階的な整備を図るとともに、既存の保存施設（説明板）の維持管理や更新に対応する。 ※史跡指定地における下記の２つのゾーンにおいても、関係権利者・地元住民の合意が得られた場合には、保存施設（説明板等）の整備を図る。
	民有地オープンスペースゾーン	○史跡の保存・活用・整備を勘案しながら、関係権利者等の合意形成に努め、土地の公有化に取り組む。 ○公有化した土地については、「公有地ゾーン」として史跡の保存・活用を図る。 ○関係権利者等による建築行為や土地の区画･形質の変更などに対しては、関係法令の遵守及び現状変更等の取扱基準（保存活用計画ｐ.103～110 参照）のもとに、現状変更に適切に対応する。
	民有地建物・施設ゾーン	○原則として、現状の土地・建物利用を維持することとし、関係権利者等に対して、遺構の保護及び土地・建物利用の留意点などに関する情報提供や啓発に努める。 ○建物の増築や建て替え、新築、及び垣・塀の整備、庭の再整備などが行われる場合には、関係法令の遵守及び現状変更等の取扱基準（保存活用計画ｐ.103～110 参照）のもとに、現状変更に適切に対応する。 ○現状変更の取扱基準は建築行為を含めて設定する。

④史跡の保存(保存管理)の方法【現状変更等の取扱方針】

史跡指定地内における現状変更等（現状変更等の許可を必要とする行為について、取扱方針を次のように定める。

また、現状変更等の許可が必要かどうかについては、明確に判断できるものを除き、関係する行為を行う者が府中市教育委員会に相談し、確認することを基本とする（相談・事前協議)。

こうした取扱方針及び取扱基準を運用するにあたっては、必要に応じて国・県と協議し、指導・助言を得ながら、適切に対応する。

なお、文化財保護法第 125 条第１項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為をいう。

■行為の対象に関する取扱方針

○史跡の調査や保存・活用に関わる行為、現に営まれている生活や業務等（相続やUターン、業務の継承などを含む）において必要な建築物・工作物の整備（新築・建替え、新設、改修など)、及び既設の建築物・工作物の取り壊し、撤去・移設などを除き、原則として現状変更は認めない。

表１　文化財の保存（保存管理）の方向性　　2/2

区分	ゾーン	保存（保存管理）の方向性
史跡指定地周辺（史跡指定地外）	史跡連続・遺構確認ゾーン	○関係権利者等の理解と協力を得ながら、追加指定を目指す。 ○追加指定した場合は、前記の史跡指定地と同様の取組を行う。
	遺構確認・推定ゾーン ＜現状＞ ・ホリノ河内地区 ・大マエ地区 ・砂山地区 ・伝吉田寺地区 ・鳥居地区	○道路の改良や上下水道の整備（更新）などを行う場合は、遺構の保護に留意する。 ○民有地における建築行為などに関しては、適切に調査を行うとともに、遺構の保護に関する情報提供や啓発に努める。 ○備後国府跡の遺構や史跡としての価値を確認した場合には、現状の土地利用などを勘案するとともに、関係権利者等の理解と協力を得ながら、備後国府跡としての追加指定や土地の公有化を検討する。 ○前記以外の遺跡についても、必要（要件）に応じて文化財指定（国、県、市）を検討する。 ○新たな調査によって、備後国府跡等の遺構が確認された場合には、上記に準じて「遺構確認・推定ゾーン」とし、遺構の保護に努める。
史跡指定地内外	歴史を活かした景観・まちづくり検討市街地ゾーン	○史跡指定地や備後国府中心部などについて、様々な機会や媒体を通じて周知に努めるとともに、関係権利者や市民の理解と協力を得ながら、遺構の保存・活用などに取り組む。 ○備後国府跡の位置する市街地一帯において、備後国府跡やその他歴史的・文化的資源と調和する景観形成やそれらを活かしたまちづくりなどを検討する。 ○市街地周辺を含めた範囲（備後国府付近の古代景観構成要素及び田園、山地部など）や府中市全体における歴史を活かした景観・まちづくりも、その必要性を含めて検討する。

■行為の内容に関する取扱方針

～遺構の保護と史跡の景観への配慮（史跡の景観の阻害とならないこと）の原則～

○遺構の保護に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は、原則として認めない。
　なお、史跡の景観に関する行為のガイドラインまたは基準などの作成を検討する。

○つまり、現状変更を認める場合は、遺構を傷つけないこと、史跡に配慮した景観（意匠・色など）に留意することが前提条件である。
　※影響の軽微である場合などを除く［文化財保護法第 125 条（第１項ただし書き）］。
　※現状において景観に関しては、広島県景観条例、広島県屋外広告物条例に基づいて事務を行うことになる。

■現状変更の手続き

文化庁長官の許可を必要とする行為については，府中市教育委員会が窓口となり申請を受け取り，関係法令及び現状変更等の取扱基準(保存活用計画ｐ.103～110 参照)をもとに内容を吟味し，受理したものは広島県教育委員会に進達し，広島県教育委員会が文化庁長官に進達（副申）することになる。

現状変更に関しては，問い合わせ（相談・事前協議）を含め，記録様式を作成して年月日，問い合わせ・申請者名，内容，管理団体としての対応などを記録する。

■追加指定

史跡指定地外については、「史跡連続・遺構確認ゾーン」の追加指定を目指すとともに、それ以外の備後国府跡に関する遺構については、史跡としての価値を確認するなどして、追加指定について検討する。

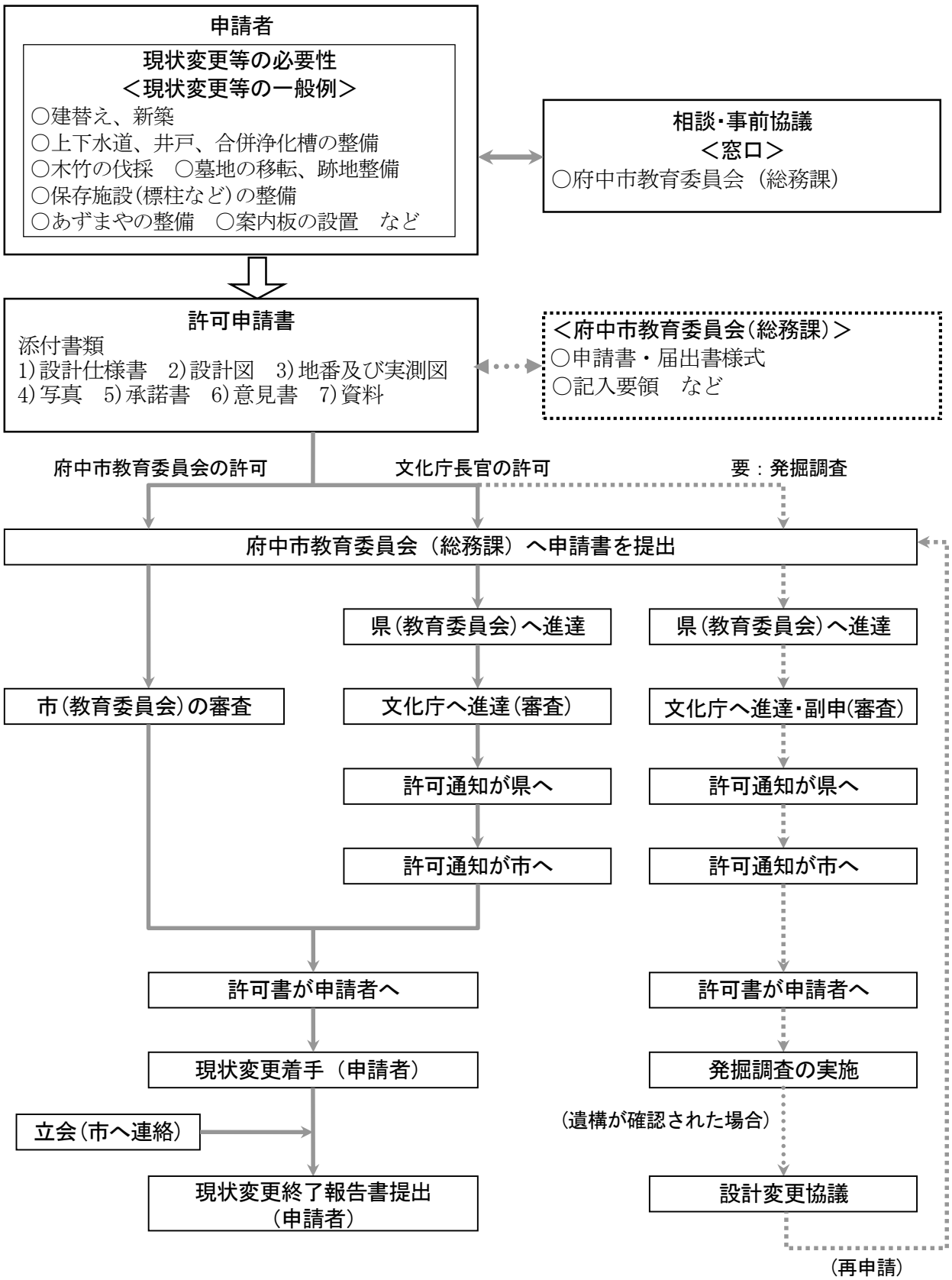

※原則的には実線の流れで進むが、申請内容によっては事前の発掘調査が必要となり、点線の流れで進む場合がある。

図 8　国指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の手続きの流れ

■土地の公有化

史跡指定地の面積の約７割は民有地であり、住宅等の建ち並んでいる区域などを含んでいる。

こうした状況の中､原則として現状の土地利用を継承することとするが､一部区域については、史跡の保存・活用及び整備を検討し、その必要がある場合は、関係権利者等の理解と協力を得ながら、段階的に土地の公有地化に取り組む。

また、史跡指定地内の土地について、関係権利者から市への売却希望の意思表示などがあった場合には、該当する土地の立地性などを勘案しながら、土地の公有化（買取）に努める。

なお、追加指定した場合にも、上記同様に対応する。

７　史跡の活用の方向性

地元自治会等の地域活動団体等と連携しながら、備後国府跡を地域内外の人々、そして多様な世代が学んだり、満喫したりできるよう、見学・学習できる場や機会の確保・充実に取り組む。

具体的には、学校教育や社会教育、観光・交流、まちづくり・地域活性化などにおける備後国府跡や関連する歴史文化の活用を進める。

また、高等教育機関・研究機関及び学識経験者と連携し、備後国府跡の調査・研究に取り組むとともに、その成果の活用に努める。

さらに、史跡の保存を前提に、市民・地域活動団体等の備後国府跡を活かした観光・交流、まちづくり・地域活性化の取組を促進する。

加えて、市域レベル、さらには広域的な広がりの中で、備後国府跡に関わる人的ネットワークづくりや相互連携に取り組む。

こうした取組や備後国府跡に関わる歴史文化などの情報については、文化財の保護と史跡指定地やその周辺における生活環境に配慮しながら、適切かつ効果的に提供・発信する。また、備後国府跡の案内・解説、出土遺物の展示・収蔵などを行うガイダンス機能の確保（整備）とその活用を検討する。

８　史跡の整備の方向性

備後国府跡を地域内外の人々、そして多様な世代が体験したり、学んだりできるよう、国・県と連携・調整しながら、史跡の価値（本質的価値）などを保存するための整備、及び史跡の活用のための整備に取り組む。

このうち、主として保存のための整備においては、現状変更への対応や追加指定に向けた取組を行うとともに、標柱、説明板等の保存施設の整備を図る。

また、主として活用のための整備については、遺構の表現を検討するとともに、案内・解説、出土遺物の収蔵・展示、ガイダンス機能の整備・充実、情報発信のためのＩＣＴの活用・整備、便益施設、見学（周遊）ルートなどの整備を計画的に進める。

こうした施設･設備の整備においては､遺構の保護及び史跡の景観に十分配慮することとする。

史跡備後国府跡保存活用計画【概要版】　発行日　平成 31 年(2019) 3 月

発行・編集　広島県府中市教育委員会　教育部　総務課　　〒726-0003　広島県府中市元町 1-5

電話：(0847)43-7180　　FAX：(0847)45-4233　　E-mail：soumu_edu@city.fuchu.hiroshima.jp